

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………七
- 東京都資源管理方針の公表……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一〇
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………七
- 屋外広告物講習会の開催……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………九
- 都市計画事業の施行(二件)……………(建設局三環状道路整備推進部管理課)……………九

告示

●東京都告示第千三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき小平都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 小平市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画道路事業三・四・十号 小平大和線
- 三 事業施行期間 令和三年八月十六日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
小平市小川町一丁目、小川東町一丁目、小川東町三丁目、小川東町五丁目及び小川西町四丁目各地下
使用の部分
小平市小川東町一丁目及び小川西町四丁目各地下

●東京都告示第千三十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

港区 北青山一丁目、北青山二丁目、北青山三丁目、南青山一丁目、南青山二丁目、南青山三丁目、南青山四丁目、元赤坂二丁目及び赤坂八丁目の区域

新宿区 霞ヶ丘町、信濃町、南元町、大京町及び内藤町の区域

渋谷区 千駄ヶ谷二丁目、千駄ヶ谷三丁目、千駄ヶ谷六丁目、神宮前二丁目、神宮前三丁目及び神宮前四丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業

高層建築物の新築、自動車駐車場の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部に位置する計画地面積約十七万四千七百平方メートルの土地に、スポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等を主要な用途とする建築物を計画するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年八月十六日から同年九月十四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(二) 期限

令和三年九月二十九日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme>

[nt/reading_guide/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme/nt/reading_guide/index.html)

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、状況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(8)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	1. 大気汚染
評価の結論	<p>1. 大気汚染</p> <p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 建設機械稼働について、全体工事期間を4期間に分け、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は予測時期①(工事着手後71～84ヶ月目)で0.043ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。地下駐車場の供出に伴う寄与率は0.1%である。 【熱源施設稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。地下駐車場の供出に伴う寄与率は0.1%である。 【工事の完了後】 【関連車道の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】 関連車道の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間62～71dB、夜間56～69dBであり、No.5地点の青山通りの夜間を除いて環境基準値(昼間70dB、夜間65dB)を下回っている。No.7地点の昼間と夜間、No.7地点の夜間については、現況においても環境基準値を上回っており、関連車道の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間、夜間ともに全ての地点で1dB未満である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	2. 騒音・振動
評価の結論	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動】 解体時の建設作業騒音レベル(L_{eq})は、予測時期①(工事着手後82～95ヶ月目)は昼間37～52dB、夜間35～48dB、②(工事着手後96～109ヶ月目)は昼間37～49dB、夜間35～46dB、③(工事着手後110～123ヶ月目)は昼間37～52dB、夜間35～48dBであり、規制基準値(第一種区域において昼間60dB、夜間55dB、第二種区域において昼間55dB、夜間60dB)を下回る。工事用車道の走行に伴う振動レベルの増加分は、予測時期①において昼間で0～2dB、夜間で0～4dBであり、予測時期②において昼間0～2dB、夜間で0～5dBであり、予測時期③において昼間で0～3dB、夜間で0～5dBである。</p> <p>【工事用車道の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】 工事用車道の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、予測時期①(工事着手後82～95ヶ月目)は昼間37～52dB、夜間35～48dB、②(工事着手後96～109ヶ月目)は昼間37～49dB、夜間35～46dB、③(工事着手後110～123ヶ月目)は昼間37～52dB、夜間35～48dBであり、規制基準値(第一種区域において昼間60dB、夜間55dB、第二種区域において昼間55dB、夜間60dB)を下回る。工事用車道の走行に伴う振動レベルの増加分は、予測時期①において昼間で0～2dB、夜間で0～4dBであり、予測時期②において昼間0～2dB、夜間で0～5dBであり、予測時期③において昼間で0～3dB、夜間で0～5dBである。</p> <p>【施設の供出に伴う騒音】 施設の供出に伴う騒音レベル(L_{eq})は、新築地から近隣住宅までの距離(新築地から約80m)において55dB程度と予測され、環境基準値(55dB)を下回る。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》 計画地の一部はかつて軍用地（青山練兵場）であったことから、汚染のおそれはない。現時点で計画地内の既存施設は供用中であり、土壌汚染の状況を確認することできないため、事業の実施にあたっては、土壌汚染対策法第4条及び環境基準法第117条に基づき手続を行う。 なお、土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき「汚染拡散防止計画書」を作成し、関係機関と調整を行ったうえで撤去・拡散の適切な防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。 以上の対策を講じることにより、事業の実施に伴い土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p>
4. 地盤	<p>《工事の施行中》 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用する。また、地下躯体の施工にあたっては、地盤変形等への影響をできるだけ少なくするために支保工等により山留壁を支保するとともに、地下構築高が大きい場所には締め切梁等を設置する計画である。そのため、山留壁の変形が最小限に抑えられ、掘削区画周辺での地盤の変形は生じないと予測する。 また、地下水の水位及び流量の変化に伴う地盤沈下の要因として、第1帯水層及び第2帯水層の地下水水位が低下し、難透水層である難灰質粘土層 (L6) 内の水分がこれらの層に絞り出されることにより圧密沈下が起こることが考えられる。 本事業においては、SMWの施工にあたって今後詳細なボーリング調査を実施し、難透水層の分布状況把握した上でSMWの投入深さを決定する計画であり、掘削範囲の周囲を遮水性の高い山留壁 (SMW) で囲うことにより、掘削範囲内の帯水層は分離遮水される。これにより、掘削工事等に伴う地下水の水位及び流量の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ぼさず、計画地周辺の地下水水位は低下しないと予測する。 以上のことから、工事の施行中に地盤の変形及び地下水水位の変化に起因した地盤沈下が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>《工事の完了後》 本事業では山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。 本事業地周辺の帯水層は広範囲にわたり連続して分布するものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内の限定的なものである。そのため、地下躯体が建築されても地下水流は地下構築物の周囲を迂回するものと想定される。 なお、現在計画地内で井戸水の汲み上げ・使用を行っているが、工事の完了後は汲み上げ・使用は行わない予定である。 以上のことから、完了後においても地下水水位低下に起因した地盤沈下または地盤の変形が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>《工事の施行中》 《掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度》 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、江戸川層 (E4s) 以深の難透水層まで投入し、流況の変化を抑制できる。 また、SMWの施工にあたって今後詳細なボーリング調査を実施し、難透水層の分布状況把握した上でSMWの投入深さを決定する。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。したがって、工事完了後の地下水流は、地下構築物の周囲を迂回すると考えられ、地下構築物の存在によって地下水が著しく阻害される可能性は小さいと考える。 なお、現在計画地内で井戸水の汲み上げ・使用を行っているが、工事の完了後は汲み上げ・使用は行わない予定である。 以上のことから、地下構築物の存在等により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>《掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度》 【地下構築物の存在等に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】 本事業では最深部を含む地下構築物において、外周部に山留壁であるSMWを江戸川層以深まで投入した上で、地下構築物をT.P.約+5mまで構築する計画である。計画地周辺の地下水水位はT.P.+21～30m付近と見込まれるため、山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。 既往資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地で確認されている帯水層は、計画地周辺にも広範囲に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。したがって、工事完了後の地下水流は、地下構築物の周囲を迂回すると考えられ、地下構築物の存在によって地下水が著しく阻害される可能性は小さいと考える。 なお、現在計画地内で井戸水の汲み上げ・使用を行っているが、工事の完了後は汲み上げ・使用は行わない予定である。 以上のことから、地下構築物の存在等により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>【土地の改変に伴う地表面流出水量の変化の程度】 本事業では、雨水貯留施設と雨水浸透施設を組合せにより、「新宿区雨水流出抑制施設」の設置に関する要綱」及び「港区雨水流出抑制施設設置指針要綱」に示される必要な抑制対策を確保する計画である。本事業では、可能な範囲で透水性舗装・浸透ペラス等の雨水浸透施設を設けるとともに、既存樹木の存続・移植に合わせて緑化整備を行うことにより、雨水の地下への浸透を図る。 上記の雨水浸透施設を整備するとともに、新たに雨水貯留槽を設置することにより、必要な雨水流出抑制対策を確保する計画である。 以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出水量を抑制でき、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 生物・生態系	<p>《工事の完了後》 事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生態環境となる樹木等の伐採や土壌の改良が行われるが、計画地周辺の聖徳記念絵画館周辺、神宮外苑広場（御親兵衛）、新宿御苑、青山公園、赤坂御用地等の生育・生態環境の改善が生じない。 工事の完了後には、新たに緑化された緑地が加わることにより、緑被率は19.8%となり、現況の16.0%を上回る。緑の体積は312,815m³となり、現況の346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。 事業の実施にあたっては、計画地内で最も緑量が多い緑地（赤木東側）や、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の植栽樹は存置もしくは移植により極力保存するとともに、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特別都道四谷角筈線沿いの4列のうちより並木を全て保存する計画としている。一方、建築計画と重なるため存置することは出来ない樹木については、今後詳細な事業計画を検討する中で常力成等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。 本事業においては、可能な限り既存樹木の保存・移植利用を基本として、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽し、動植物の生態（育）環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出することで、計画地周辺も含めた動植物の生態環境は維持保全されるものとする。 工事の施行にあたっては、保存するよう並木の生育に影響が及ばないよう、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存（移植）樹木の根回りや歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。 あわせて、樹木の移植及び移植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。 存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、適切に管理育成を行うべく、緑の量が増加し、豊かな緑の空間が形成されるものとする。 以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまどまりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。</p>
7. 日影	<p>《工事の完了後》 計画建築物による日影は、日影規制のある地域において、日影規制ライン（敷地境界線から10m）を越えて2時間以上及びごとはなく、かつ、日影規制ライン（敷地境界線から5m）を越えて3時間以上及びごとはなく、なお、計画地周辺には概ね再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の範囲となり、計画地周辺のほとんどが日影規制の適用除外となることから、計画建築物による日影の影は日影規制の範囲内に収まる。 また、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、複合機能及び事務手帳を南側に配置した計画としている。これにより、冬至日において、計画建築物による2時間以上の日影が生じる範囲は、日影規制の範囲において概ね計画地の複合棟Bの西側と緑地（並木東側）の東側の限られた範囲であり、日影の影響を低減している。 以上のことから、評価の指標として「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものとする。</p>
8. 電波障害	<p>《工事の完了後》 計画建築物により、地上デジタル放送については計画地西南両側、衛星放送については計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波の遮へい被害が生じると予測するが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、アンテナテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。 また、反射障害については、地域的な反射障害として示すまでには至らない程度と考える。 以上のことから、評価の指標として「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものとする。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 風環境	<p>《工事の完了後》 計画建築物の存在により領域C(中高層市街地相当の風環境)となる地点が計画地北側、西側、南側に6地点、領域D(低層地域相当の風環境)となる地点が計画地南側に1地点生じると予測するが、植栽等による防風対策を講じることにより、これらの地点は、計画地南側の青山通り沿いは領域CまたはB(低中層市街地相当の風環境)に、それ以外は領域Bとなり、風環境は改善されると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、領域A(住宅地相当の風環境)及び領域Bに相当する風環境が維持されるものとする。</p>
10. 景観	<p>《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の変更の程度及びその変更による地域景観の特性の変化の程度】 計画地が位置する地区及び新街区は西から東にかけてなだらかに傾斜する武蔵野台地の東に位置しており、スロープ・興行施設、公園・運動場等、事務所建築物、専用業施設等が立地している。これらの施設は建て替えられ、新たに計画建築物が出現するが、スロープ・興行施設、公園・運動場等、事務所建築物、専用業施設等としての構成要素が改変されることはない。 また、計画地の一部は「明治神宮内外苑付近風景地区」に含まれ、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特別都道四谷角筈線沿いの4列のうちより並木をはじめとした既存樹木が分布し、良好な自然景観が維持されており、計画地東側には赤坂御用地、南側には青山公園、北西側には新宿御苑など、豊富な自然・歴史資源にも恵まれ、市街地の中でありながら緑豊かな景観が形成されている。 工事の完了後には、高層建築物などを含む近代的な建築物が建設されるとともに、多種多様な活動を促す開放的な広場空間が整備されることにより、上記の既存樹木を極力存置・移植するとともに新たな樹木を植栽することにより、地区特性に応じたメリハリのある、まとまった緑の空間が創出される。 以上のことから、「港区景観計画」に示されている「青山通り周辺景観形成特別地区」、「神宮外苑緑香並木周辺景観形成特別地区」の景観形成の目標、「新宿区景観形成ガイドライン」に示されている「新宿御苑みどり」と眺望保全地区の景観形成の目標及び「渋谷区景観計画」に示されている文化・事業活動等の特性に応じた景観形成の目標との整合が図られるものとする。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと考えられる。 中景域～遠景域においては、一部の地点では計画建築物が新たな都市的な景観要素となり、明治神宮外苑地区の新たな景観として眺望景観を形成するものと考えられる。 以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、現況のままとまりのある緑も維持・保全されており、「港区景観計画」に示されている「青山通り周辺景観形成特別地区」、「神宮外苑緑香並木周辺景観形成特別地区」の景観形成の目標、「新宿区景観形成ガイドライン」に示されている「新宿御苑みどり」と眺望保全地区の景観形成の目標及び「渋谷区景観計画」に示されている文化・事業活動等の特性に応じた景観形成の目標との整合が図られるものとする。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大10.87ポイント程度増加するものと考えられる。 計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離をとり、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合したものとす。計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進する。これらにより、計画建築物による圧迫感の低減に努める。 以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものとする。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 史跡・文化財	<p>《工事の施行中》</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地が計画地に含まれていることから、本事業の実施により影響を受ける可能性がある。</p> <p>現状の計画地内には、既往の建築物が存置されているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定である。調査の方法・範囲については港区教育委員会、新宿区教育委員会と協議を行ったうえで決定する。</p> <p>なお、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性について、掘削工事の着手前に港区教育委員会、新宿区教育委員会に確認を行う。</p> <p>埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会、新宿区教育委員会へ速報なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。</p> <p>以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の依存に支障は生じないことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
12. 自然との触れ合い活動の場	<p>《工事の施行中》</p> <p>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>本事業の工事中には、自然との触れ合い活動の場までの利用経路のうち、いちよう並木を通る経路及びいちよう並木を越え山一丁目交差点から聖徳記念公園へ至る経路と工事用車両の出入り動線と交差することにより、利用者への影響が考えられるが、工事用車両の出入口に交通整理員を配置することにより、周囲の歩道の円滑な通行を確保する計画である。</p> <p>工事の施行にあたっては、保存するいちよう並木の生育に影響が及びないよう、計画建築物の地下躯体の配置等に留意するとともに、既往（移植）樹木の根回りが歩行者により踏み潰れられないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。あわせて、既存樹木の移植等に際して周辺の歩道が通行できなくなる場合は迂回路を設け、歩行者の通行に支障がないよう配慮する。</p> <p>以上のことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】</p> <p>本事業の実施により、神宮外苑広場（建国記念文庫）等、明治神宮外苑の一部が改変されるが、工事の施行にあたっては青山二丁目交差点から聖徳記念公園へと続く4列のいちよう並木を保存するとともに緑地（並木東側）や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木を存置もしくは移植により残し、自然との触れ合いの場の保全に努める計画である。</p> <p>さらに、本事業では、計画地中央に、芝生及び高木植栽による緑豊かなまどまりのある広域空間を整備する。これにより、再整備を行う神宮外苑広場（建国記念文庫）とともにも、その周辺の文化交流施設棟やラウンジ場棟等も、体で利用できるまどまりのある緑空間が創出される。緑化にあたっては、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽すること、動植物の生息（育）に配慮するとともに、歩行者動線と連携し芝生や高木を配置し、新たな緑地を創出する計画である。この緑空間には四方からのアクセスが可能であり、計画面積の相対率、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい自然との触れ合い活動の場になると考える。</p> <p>あわせて、緑地（並木東側）の緑豊かな空間を維持し保全に努めるとともに、存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、適切に管理育成を行うべくことで緑の量が増加し、豊かな触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
13. 廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【解体工事に伴う廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分の方法】</p> <p>既設建築物解体に伴う廃棄物の発生量は、コンクリート塊約150,560㎥、金属くず（鉄骨）約18,820t、木くず（建設発生木材）約5,646t、建設混合廃棄物約3,764tと予測する。これらの廃棄物の処理に当たっては、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値（アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材で99%、建設混合廃棄物で83%）を達成するものと考ええる。なお、これ以外の品目についても不特定の減量や分別の徹底に努める。また、既存建築物に使用されているアスベストについては、解体工事に先立ち、「石綿規制予防規則」等に准じ、既存建築物設計図による調査、現地での目視調査等を実施し、状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施することにより、関係法令に示される事業者の責務は果たされるものと考ええる。</p> <p>【建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分の方法】</p> <p>・建設発生土の発生量 建設発生土の発生量は、約854,000㎥と予測する。建設発生土は、受人機関の受人基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより適正に処理する計画とし、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値（88%）を達成するものと考ええる。</p> <p>・建設汚泥の発生量 建設汚泥の発生量は、約91,400㎥と予測する。建設汚泥は、場外に搬出して産業廃棄物として適正に処理する計画であるが、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値（96%）を達成するものと考ええる。</p> <p>・建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量は、約16,962tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品の減量を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材99%、建設混合廃棄物83%、建設廃棄物98%）を達成するものと考ええる。なお、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努める。</p>
14. 温室効果ガス	<p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量、再利用率及び処理・処分の方法】</p> <p>施設の供用に伴い廃棄物が約21,200t/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「新宿区リサイクル及び焼却物の処理に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「みなとタワー」プラン21（第2次）-港区・一般廃棄物処理基本計画」に示される資源化率の目標値（42%）や、「新宿区一般廃棄物処理基本計画」に示されるごみの削減量の目標値（8%）は達成するものと考ええる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>施設の供用に伴う温室効果ガス排出量は約46,545t-CO₂/年、削減量は約11,681t-CO₂/年、削減率は約20.0%と予測する。設備システム省エネ対策、効率化設備の省エネ対策等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出削減が図られるものと考ええる。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」及び「東京都建築物環境配慮指針」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第千三十七号

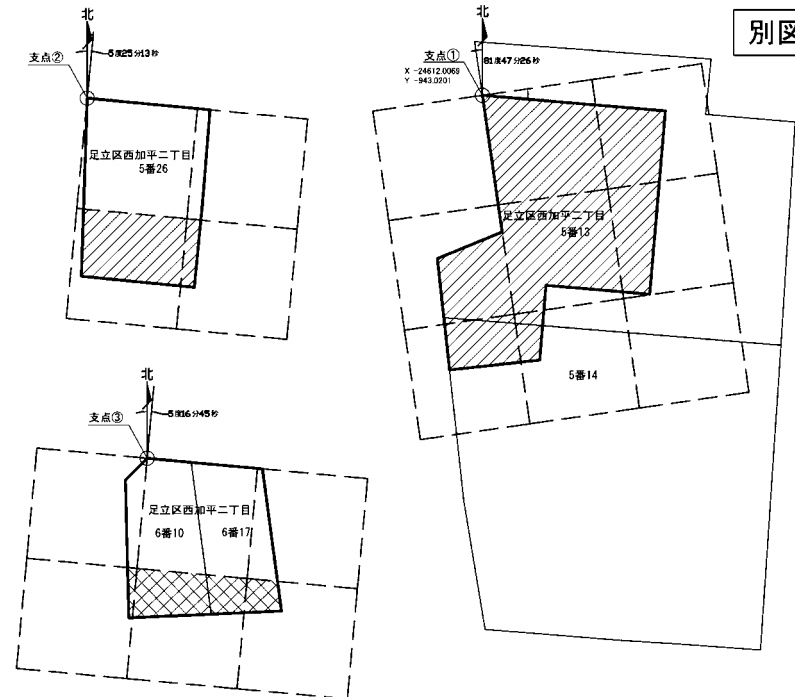
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千九百五十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区西加平二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

-----	単位区画
-----	筆境界
-----	敷地境界
////	形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1954号により指定した区域)
XXXX	指定を解除する区域

【格子の回転角度】

①	81度47分26秒
②	5度25分13秒
③	5度16分45秒

※格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

①	支点①は、X=-24612.0069、Y=-943.0201とする。 ※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2條の規定により日本測地系座標計算によって作成した。
②	支点②は、足立区西加平二丁目5番26の最北端とする。
③	支点③は、足立区西加平二丁目6番10の最北端とする。

●東京都告示第千三十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一号第二項の規定により、令和二年東京都告示第千四百九十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月十六日

東京都知事 小池百合子

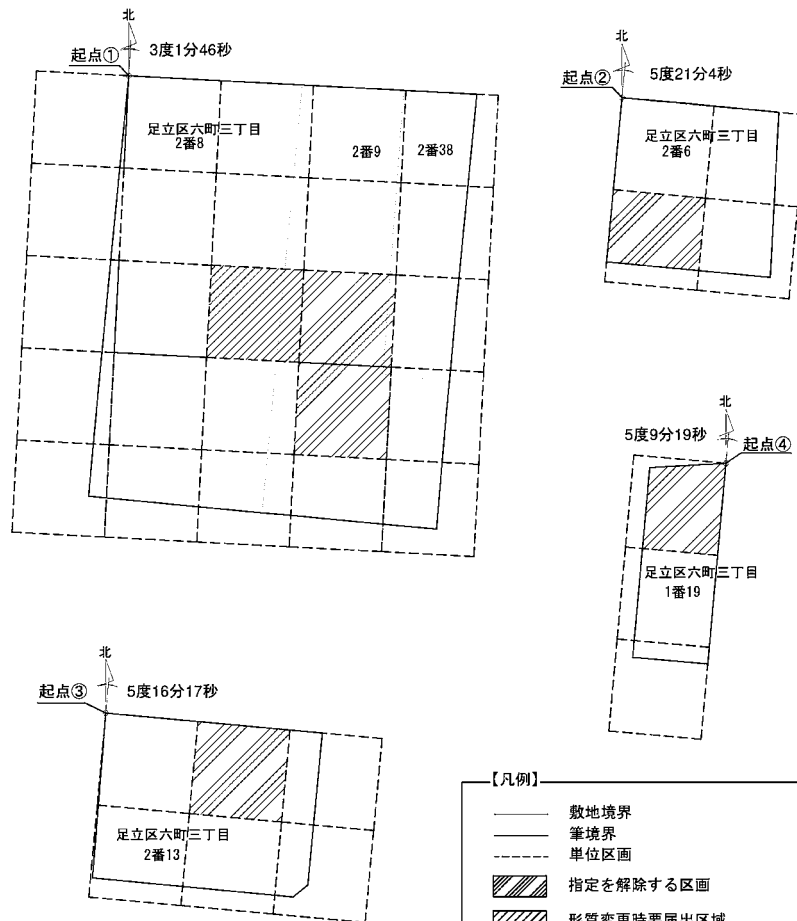
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図1



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区画
- ▨ 形質変更時要届出区域（令和2年東京都告示第1499号により指定した区域）

【格子の回転角度】

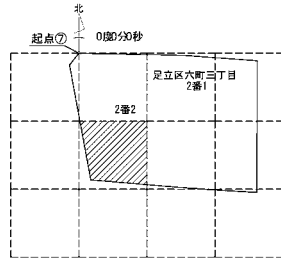
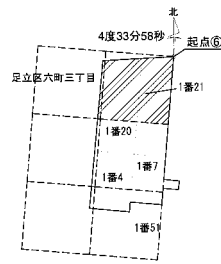
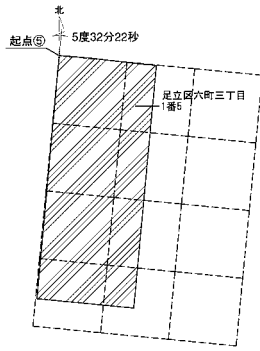
①	3度1分46秒
②	5度21分4秒
③	5度16分17秒
④	5度9分19秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

①	起点①は、足立区六町三丁目2番8の最北端とする。
②	起点②は、足立区六町三丁目2番6の最北端とする。
③	起点③は、足立区六町三丁目2番13の最北端とする。
④	起点④は、足立区六町三丁目1番19の最北端とする。

別図2

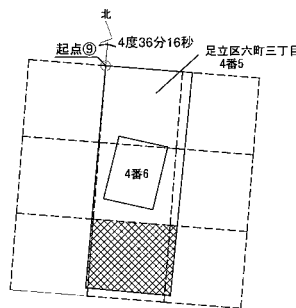
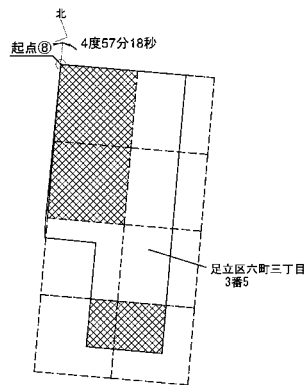


- 【凡例】
- 敷地境界
 - 筆境界
 - - - 単位区画
 - ▨ 指定を解除する区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第1499号により指定した区域)

- 【起点】
- ⑤ 起点⑤は、足立区六町三丁目1番5の最北端とする。
 - ⑥ 起点⑥は、足立区六町三丁目1番7の最北端とする。
 - ⑦ 起点⑦は、足立区六町三丁目2番1の最北端とする。

- 【格子の回転角度】
- ⑤ 5度32分22秒
 - ⑥ 4度33分58秒
 - ⑦ 0度0分0秒
- 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図3



- 【起点】
- ⑧ 起点⑧は、足立区六町三丁目3番5の最北端とする。
 - ⑨ 起点⑨は、足立区六町三丁目4番5の最北端とする。

- 【凡例】
- 敷地境界
 - 筆境界
 - - - 単位区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第207号により指定した区域)

- 【格子の回転角度】
- ⑧ 4度57分18秒
 - ⑨ 4度36分16秒
- 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定に基づき、東京都資源管理方針を次のように変更したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定により公表する。

令和三年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

東京都資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

東京都の水産業は、平成30年の生産量で約3,293トン、生産額は約40億円、漁業就業者数は896人である。

東京内湾は、港湾・都市施設の整備による埋立てや大型船の航行等により、漁場が狭められ、漁業を取り巻く諸条件は厳しいものの、近年は水質環境が改善され、水産資源も回復しつつあり、現在も自由漁業による生産が行われ、江戸前の魚を消費者に提供している。

一方、島しょ地域は、離島という地域的な特徴や季節風等の自然条件が厳しいものの、沿岸漁業は各島の基幹産業として、地域活性化の重要な鍵となり、また、特に伊豆諸島海域は、地元の水産業者のみならず他県の沿岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成している。

このため、今後とも東京都における水産業の均衡ある発展を図り、安全かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割を担うためにも、従来の操業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 東京都の責務

東京都は、漁業法（以下「法1」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、東京都の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通
 年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それ
 ぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与
 える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体
 による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏ま
 えて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞ
 れの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基
 本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行
 うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、
 順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源
 特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示
 第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効
 果があると認められる場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の
 制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量によ
 る管理と組み合わせ資源管理を行うものとする。
 また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定
 の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加して
 いる者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良
 並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源
 特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、
 当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁
 獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考
 えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うもの
 とする。
 法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源
 評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利
 用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとす
 る。
 また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124
 条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該
 協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び
 取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を
 行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組
 知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し

た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協
 定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都
 道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与
 える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために
 重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な
 資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による
 漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受
 けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第
 52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1
 項）においても報告が義務付けられている。
 これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産
 大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資
 源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、
 より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつ
 つ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収
 集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約
 し、用途に応じて編集・処理することと、適切な資源管理に向けてこれ
 らの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方
 新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協
 力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組
 種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、
 経済効果等漁業に対する影響が大きな水産資源や資源量の減少した水産資
 源を対象に、資源管理の一環として実施することとする。
 種苗放流等の実施に当たっては、適切な資源管理措置と併せて実施する
 こととし、その効果を検証することとする。

検証結果については、関係者等と共有するとともに、種苗放流等に係る
 方針等に反映させることとする。
 4 遊漁者に対する指導
 遊漁者に対し、資源管理基本方針及び東京都資源管理方針に基づき資源
 管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他
 この資源管理方針に記載していない漁業上重要な水産資源の資源管理措
 置についても、従前どおり取組を継続するとともに、必要に応じて対象魚
 種の拡大や新たな資源管理措置の導入を検討し、適切な管理措置を行うも

のとす。また、水産資源の保存及び管理をより一層推進するため、水産資源の分布及び回遊状況、当該資源を取り巻く環境等について、利用可能な最新の科学的な知見を用いるとともに、漁獲情報を的確に把握し、取組内容の充実強化を図る。

第7 東京都資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1-1-くろまぐろ（小型魚）」、「別紙1-2-くろまぐろ（大型魚）」及び「別紙1-3-まさば及びごまさば太平洋系群」に、それぞれ定めるものとする。

（別紙1-1-1-くろまぐろ（小型魚））

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 東京都くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（設置漁業（法第60条第3項第1号に規定する設置漁業及び東京都漁業調整規則（昭和40年東京都規則第160号）第5条第1項第22号に規定する小笠原村地先海面における小型設置漁業並びに小笠原村地先海面を除く東京都地先海面における小型設置漁業をいう。以下同じ。）を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内

2 東京都くろまぐろ（小型魚） 設置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者による設置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限
 ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 イ 知事が法第31条の規定に基づき公表した日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）
 陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたくろまぐる（小型魚）に係る都道府県別漁獲可能量（以下この別紙において、「東京都漁獲可能量」という。）のうち、おおむね9割をそれぞれの知事管理区分における操業及びくろまぐる（小型魚）の採捕の実態等を勘案して按分し、おおむね1割を東京都の留保枠とする。
 また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における漁獲状況及びくろまぐる（小型魚）の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
 1 漁獲可能量の管理に係る措置
 東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 緊急報告体制
 (1) 緊急報告の基準等
 各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。
 ア 東京都くろまぐる（小型魚）漁船等漁業にあつては、1隻1日当たり100キログラム
 イ 東京都くろまぐる（小型魚）定置漁業にあつては、1か統1日当たり100キログラム
 (2) 東京都への報告体制
 (1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。
 ア くろまぐる（小型魚）を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合に対して速やかに連絡を行う。
 イ アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取りまとめた結果を東京都へ報告する。
 ウ イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。
 (3) 水産庁への緊急報告
 東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は、速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。

3 早期是正措置
 (1) 法第32条第2項第1号の規定に基づき助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐる（小型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	7割を超え、又はそのおそれがあるとき。 8割を超え、又はそのおそれがあるとき。	くろまぐる（小型魚）をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の助言
東京都くろまぐる（小型魚）漁船等漁業	7割を超え、又はそのおそれがあるとき。 8割を超え、又はそのおそれがあるとき。	くろまぐる（小型魚）をとることを目的とした操業を自粛し、生存個体の放流に努める旨の指導	くろまぐる（小型魚）をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐるを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告
東京都くろまぐる（小型魚）定置漁業	7割を超え、又はそのおそれがあるとき。 8割を超え、又はそのおそれがあるとき。	生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導	生存個体は放流するよう努める旨の助言

(2) 法第32条第2項2号の規定に基づき助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

くろまぐる（小型魚）に係る全ての知事管理区分におけるくろまぐる（小型魚）に係る全ての知事管理区分において	東京都がくろまぐる（小型魚）に係る全ての知事管理区分において
--	--------------------------------

<p>まぐる（小型魚）の漁獲量の総量が東京都漁獲可能量に占める割合</p> <p>9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>東京都漁獲可能量を超えるおそれがある場合、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、ぐるまぐる（小型魚）の採捕の抑制を勧告する。</p>	<p>行う助言、指導又は勧告の内容</p>
<p>(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、ぐるまぐる（小型魚）の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はぐるまぐる（小型魚）に係る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するぐるまぐる（小型魚）の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限りでない。</p> <p>(4) 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <p>4 漁獲量の公表 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>5 採捕の停止命令について 法第33条第2項各号に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量又はぐるまぐる（小型魚）に係る全ての知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の9割5分を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p>	<p>(別紙1-2 ろるまぐる（大型魚））</p> <p>第1 特定水産資源 ろるまぐる（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 東京都ろるまぐる（大型魚）漁船等漁業</p> <p>(1) 知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域 対象とする漁業 東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）</p> <p>ウ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法 漁獲量の総量による管理とする。</p> <p>(3) 漁獲量等の報告の期限 ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがない。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 東京都ろるまぐる（大型魚）定置漁業</p> <p>(1) 知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域 対象とする漁業 東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者による定置漁業</p> <p>ウ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法 漁獲量の総量による管理とする。</p> <p>(3) 漁獲量等の報告の期限 ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがない。）</p>

ったと認めるときは、この限りではない。) 陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたくろまぐる(大型魚)に係る都道府県別漁獲可能量(以下この別紙において、「東京都漁獲可能量」という。)のうち、おおむね9割をそれぞれの知事管理区分における操業及びくろまぐる(大型魚)の採捕の実態等を勘案して按分し、おおむね1割を東京都の留保枠とする。

また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における漁獲状況及びくろまぐる(大型魚)の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲可能量の管理に係る措置

東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 緊急報告体制

(1) 緊急報告の基準等

各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

ア 東京都くろまぐる(大型魚) 漁船等漁業にあつては、1漁業協同組合1日当たり500キログラム

イ 東京都くろまぐる(大型魚) 定置漁業にあつては、1か統1日当たり100キログラム

(2) 東京都への報告体制

(1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。

ア くろまぐる(大型魚)を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合に対して速やかに連絡を行う。

イ アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取りまとめた結果を東京都へ報告する。

ウ イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。

(3) 水産庁への緊急報告

東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は、速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。

3 早期是正措置

(1) 法第32条第2項第1号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐる(大型魚)	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指
--------	----------------------	------------------------

の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合

導又は勧告の内容

東京都くろまぐる(大型魚)漁船等漁業
7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

くろまぐる(大型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の助言

8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

くろまぐる(大型魚)をとることを目的とした操業を自粛し、生存個体の放流に努める旨の指導

9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

くろまぐる(大型魚)をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全体の放流及びくろまぐるを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告

東京都くろまぐる(大型魚) 定置漁業
7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

生存個体は放流するよう努める旨の助言

8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導

9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

生存個体全てを放流し、網起こしを1日当たり1回に抑制すべき旨の勧告

(2) 法第32条第2項第2号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

くろまぐる(大型魚)に係る全ての知事管理区分におけるくろまぐる(大型魚)の漁獲量の総量が東京都漁獲可能量に占める割合

東京都がくろまぐる(大型魚)に係る全ての知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容

9割を超え、又はそのおそれが

東京都漁獲可能量を超えるおそれ

あると認めるとき。

が大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づき採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろ(大型魚)の採捕抑制を勧告する。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、くろまぐろ(大型魚)の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はくろまぐろ(大型魚)に係る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ(大型魚)の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限りでない。

(4) 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

4 漁獲量の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

5 採捕の停止命令について

法第33条第2項各号に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量又はくろまぐろ(大型魚)に係る全ての知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の9割5分を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

東京都さば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水城

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば(以下「さば」という。)の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

(イ) 東京都内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があるものがさばを採捕する漁業(大臣許可漁業を除く。)

(ウ) 東京都知事から東京都漁業調整規則(令和2年東京都規則第191号)に基づき許可を受けてさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を東京都さば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
火光利用さば漁業(東京都漁業調整規則(令和2年東京都規則第191号)第5条第1項第3号に掲げる漁業をいう。)	40隻
棒受け網漁業(東京都漁業調整規則(令和2年東京都規則第191号)第5条第1項第13号に掲げる漁業をいう。)	65隻
小型定置漁業	3か統

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

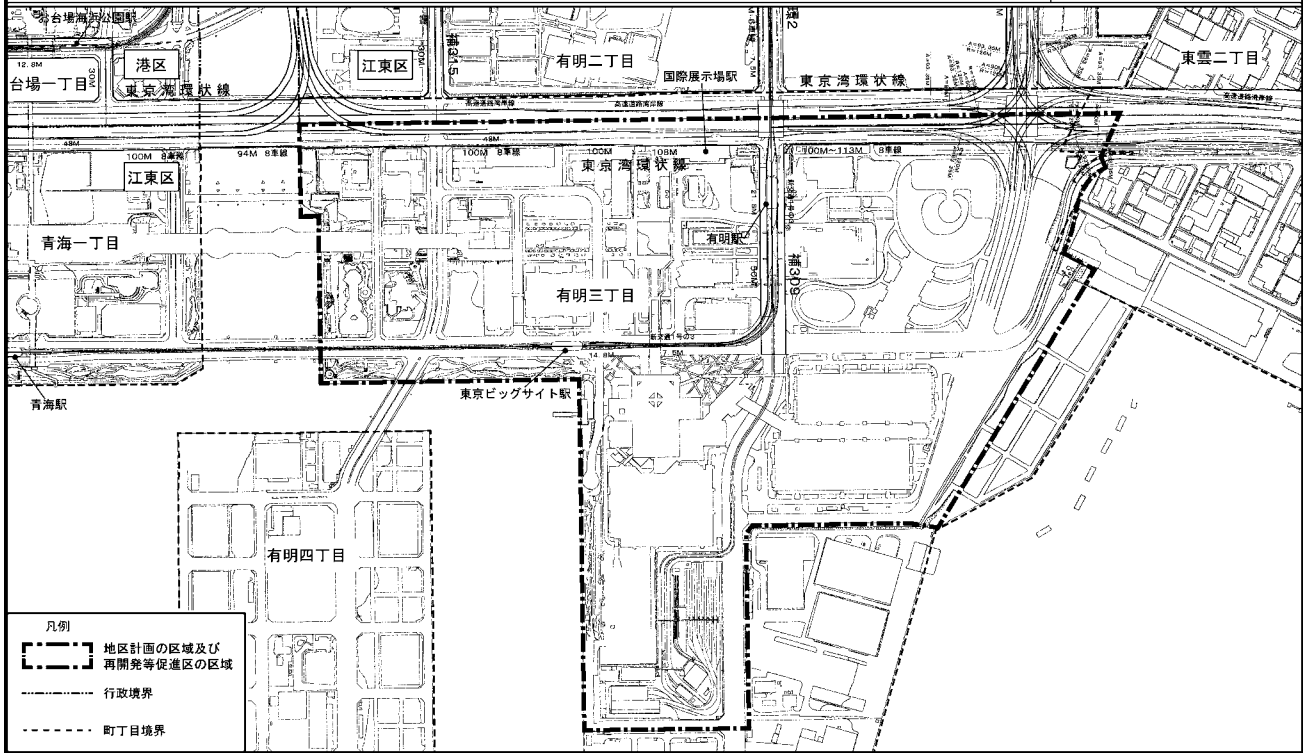
- 一 名称 臨海副都心有明南地区地区計画
- 二 位置 変更する区域 江東区有明三丁目及び東雲二丁目 各地内 別図のとおり
- 三 区域
- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び江東区役所
- 五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間
- 六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

別 図

東京都市計画地区計画

臨海副都心有明南地区地区計画 区域図

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平成24年公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(3都市基交第245号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)3都市基街部第56号、令和3年5月19日

屋外広告物講習会の開催について

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第四十七条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和三年八月十六日

東京都知事 小池百合子

第一 受講対象者

東京都内において、屋外広告業を営んでいる者又は営もうとする者

第二 講習会の期日、科目、時間割及び内容

一 期日、科目及び時間割

期日	科目	時間割
令和三年十月二十八日（木曜日）	屋外広告物の法規	午前九時四十五分から午後零時四十五分まで
同日	屋外広告物の表示の方法	午後一時四十五分から午後四時四十五分まで

令和三年十月二十九日（金曜日）

屋外広告物の施設

午前九時四十五分から午後三時四十五分まで

二 講習内容及び時間

(一) 屋外広告物の法規 三時間

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）、東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第百二十三号）を中心とする屋外広告物に関する法令について

(二) 屋外広告物の表示の方法 三時間

都市の良好な景観の形成と屋外広告物の意匠、色

彩及び形状との調和の在り方について

(三) 屋外広告物の施工 五時間

屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について

第三 受講定員 百人

第四 受講科目の一部免除

次のいずれかに該当する者は、科目（屋外広告物の施工に限る。）の受講を免除する。免除を希望する者は、屋外広告物講習会受講申込書に、これらの資格を証する書面を添付すること。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士

二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士又はネオン工事に係る同法第四条の二に規定する特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく準則訓練（帆布製品製造科の準則訓練に限る。）を修了した者、職業訓練指導員免許（帆布製品科の免許に限る。）を受けた者又は技能検定（帆布製品製造の技能検定に限る。）に合格した者

第五 講習会の開催場所

新宿区立角筈区民ホール三階（新宿区西新宿四丁目三十三番七号）

第六 受講申出

一 受講申出

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、郵送受付のみとし、受講を希望する者が受講定員を超過した場合には、抽選により受講対象者を決定する。

二 受講申出受付期間

令和三年八月十七日（火曜日）から同年九月六日（月曜日）まで

三 受講申出方法

次の宛先に往復はがきの往信（裏面に、郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記入し、返信（表）面に、郵便番号、住所及び氏名を記入し、郵送すること（締切日の消印のあるものまで有効）。

郵便番号 一六三一八〇〇一
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十二階

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広告物担当

第七 申込手続

一 受講申込

受講対象者とされた者は、屋外広告物講習会受講申込書に必要事項を記入し、受講手数料及び受講票を送付するための返信用封筒（切手を貼り付けのこと。）を添え、現金書留で令和三年十月四日（月曜日）までに郵送すること（締切日の消印のあるものまで有効）。

二 郵送先

郵便番号 一六三一八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎
十二階

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外
広告物担当

三 屋外広告物講習会受講申込書の配布

屋外広告物講習会受講申込書は、都市整備局ホーム
ページからダウンロード、又は返信用封筒(切手を貼
り付けのこと。)を同封し、屋外広告物講習会受講申
込書送付希望と明記の上、郵送先へ郵送すること。

四 受講手数料

四千九百円

受付後の受講手数料は、返還しない。

第八 屋外広告物講習会修了証の交付

講習会を修了した者には、屋外広告物講習会修了証を
交付する。

第九 講習会の受講を要しない者

次のいずれかに該当する者については、屋外広告業の
登録の際に、講習会の修了者と同様に扱う。

- 一 道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは
同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う屋
外広告物法第十条第二項第三号口の講習会を修了した
者
- 二 職業能力開発促進法に基づく準則訓練(広告美術科
の準則訓練に限る。)を修了した者、職業訓練指導員
免許(広告美術科の免許に限る。)を受けた者又は技
能検定(広告美術仕上げの技能検定に限る。)に合格
した者

三 屋外広告物法第十条第二項第三号イに規定する登録
試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識
について実施する試験に合格した者(屋外広告士)

第十 問合せ先

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広
告物担当

電話 ○三(五三八八)三三三五

ホームページ <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年八月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

立川市西砂町一丁目四十五番 立川市西砂町一丁目四十五
番地の五 唐澤 正

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和三年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画事業の 別表のとおり

種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の
種類及び名称
事業地の所在
事業認可
の告示
務所

三鷹都市計画道
路事業三・四・
三号北野烏山線
三鷹市北野一丁目
地内
令和三年
四月二十
三日関東
地方整備
局告示第
二百六号
三環状
道路整
備推進
部

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和三年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画事業の
種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の
種類及び名称
事業地の所在
事業認可
の告示
務所

東京都都市計画道
路事業補助線街
路第二百十九号
線
世田谷区北烏山七
丁目及び八丁目地
内
令和三年
四月二十
三日関東
地方整備
局告示第
二百八号
三環状
道路整
備推進
部

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

